

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 350 回

コロナ騒動のうえに大型台風と、我が日本もほんとうに大変な状況ですね。

こんな時ですが、皆様の事業運営はどんな状況でしょうか。今、いろいろな課題が散見しておりますね。

たとえば「営業訪問ができないこと、従業員の募集ができないこと、地代家賃の引き下げをなるべく事務所移転をするかどうか、仕入単価を引き下げてコストをいかに下げるか、海外特に中国との取引を続けるかどうか、ミスをいかに少なくするか、売上は今後回復するか、そのために何をするか、生産性を上げるために何をするか、借入金をいかに運用するか、自社の弱点をいかに克服し長所をのばすか、未来コスト（特に研究開発費・広告宣伝費等）に今この時にどのくらいお金を使うか」等々、悩みはほんとうに尽きるところがないですね。

一言申し上げれば、上記で申し上げたことを実行できるか。すなわち「会社が存続できるか潰れてしまうかは、9割以上あなた…ようするに社長の能力で決まります」。これは紛れもない事実です。そこで社長のルール作りをしてみましょう。

- ① 経営者と個人の人格を分けよう（公私混同は決してやらない）
- ② 社員に約束して自らを追い込もう
- ③ リスクを冒してもやるべきことをやろう
- ④ 恐れずに改革をしよう
- ⑤ できるだけ社員とコミュニケーションをとろう
- ⑥ 人が育つ環境を作ろう
- ⑦ 現場主義を徹底しよう

今こそ勉強し、情報を入手し、行うべきことを行い、あなたの会社をすばらしい会社にしてください。

前田の《今人生を語る》第 255 回

めざめよ日本人 (177)

物に対する感謝は、まず食べ物から始まると言ってよい。食べ物こそ、もっともはっきりと、我が命のもとである。食べ物をありがたいと思えない人はおよそ他の物に対しても感謝することができない。食べ物を残すことの多い我々日本人は、もう一度根本から反省すべきである。

昨年12月、および今年1月のきゃっちぼーるでお伝えしましたが、本年より個人の所得にかかる税金の仕組みが変わります。今回は、その中から特に関係する事項をお伝えします。

1. 基礎控除の見直し

昨年まですべての納税者は一律に38万円の基礎控除を受けていましたが、本年からは控除額が一律10万円引き上げられ、48万円となります(減税)。しかし、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用がなくなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律10万円引き下げられます(増税)。また、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円(改正前:1,000万円)に引き下げるとともに、その上限額を195万円(改正前:220万円)に引き下げることとされました。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次の通りとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

また、この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表についても変更となっていますのでご注意ください。

3. 扶養親族等の合計所得要件の見直し

	見直し後	改正前
勤労学生	75万円以下	65万円以下
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下

4. 青色申告特別控除の見直し

正規の簿記の原則に従って取引を記録しているものに係る青色申告特別控除の控除額を55万円(改正前65万円)に引き下げるとともに、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。

- (1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、「電磁的記録の備え付け及び保存」等を行っていること
- (2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-tax)を使用して行うこと。